

# A欄（第1面）の記入のしかた

A欄は、特定調査票第1面の左側です。

## A1 この1週間に仕事をした時間が35時間未満の人はその理由を記入してください

『基礎調査票』の⑧欄の仕事をした時間の答えが35時間未満の人が記入します。

- 勤め先や事業の都合の「その他」は、事業の経済活動と直接関係のない行事などの理由による場合をいいます。
- 出産や育児を目的として休暇を取った場合は、「**出産・育児のため**」に記入します。
- 介護や看護を目的として休暇を取った場合は、「**介護・看護のため**」に記入します。

## A3 今の仕事にはいつついたのでか

- 現在の仕事についての時期について記入します。同じ企業内で配置換えや転勤によって仕事が変わった場合は、配置換えや転勤の時期ではなく、その企業に勤め始めた時期について記入します。
- 以前に現在とは別の事業を営んでいた場合には、現在の事業を開始した時期について記入します。
- 該当する元号あるいは西暦に記入した上で、年及び月を書きます。

## A4 どうして今の雇用形態についているのですか

この質問は『基礎調査票』の⑧欄の「勤めか自営かの別及び勤め先における呼称」の答えを「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」と回答した人のみが記入します。

- 今の仕事について理由として当てはまるものすべてと、そのうち、**おもな理由一つ**を記入します。
- 「**自分の都合のよい時間に働きたいから**」には、勤務時間の長さだけでなく、時間帯が都合に合っている場合も含めます。
- 自分で自由に使えるお金を得たい場合などは、「**その他**」とします。

## A5 転職などを希望していますか

- **転職などを希望している**とは、雇われている人が自分で事業を始めたいあるいは、勤め先を変えたいなどと考えている場合や自営業主や家業を手伝っている人が、勤め人になりたいあるいは、商売替えをしたいと考えている場合、今の仕事のほかに別の仕事もしたいと考えている場合をいいます。
- 同じ会社のなかで勤務地、職場、仕事の種類を変えたいという場合は、転職などの希望があるとはしません。
- 「**実際に仕事を探している**」とは、仕事の紹介の人に依頼したり、公共職業安定所（ハローワーク）に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、又は事業を始めるための資金・資材・設備などの調達をしている場合をいいます。

## A6 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか

- 以下のいずれか一つでも該当する場合は、「**できる**」とします。
- 現在の仕事の就業時間を延ばすこと
  - 現在の仕事に加えて、別の仕事を新たに始めること
  - 現在の仕事をやめて、別のより就業時間の長い仕事につくこと

## A7 今の仕事の前に何か仕事をしていましたか

- 前の仕事とは、現在の仕事以外で本業として行っていた仕事をいいます。したがって、同じ企業内で配置換えや転勤によって仕事が変わった場合は、ここでいう前の仕事には含めません。

# B欄（第1面）の記入のしかた

B欄は、特定調査票第1面の右側です。

## B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか

- 「公共職業安定所」（ハローワーク）には、公営の人材銀行、パートバンク（サテライト）や学生職業センターなども含めます。
- 「民間職業紹介所など」とは、有料職業紹介所、無料職業紹介所などをいいます。また、シルバー人材センターも含めます。
- 「学校」には、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院のほか、予備校・洋裁学校・料理学校などの各種学校や専修学校・専門学校も含めます。
- インターネットにより求職を行った場合は、その照会先について記入します。

## B2 仕事を探したり開業の準備を始めてからの期間はどのくらいになりますか

- 公共職業安定所（ハローワーク）への申込み、知人への依頼などを最初に行った日からの期間について記入します。
- 前の仕事をしている間に仕事を探し始めた場合は、前の仕事をやめた時からの期間について記入します。

## B3 探したり開業の準備をしている仕事はどのような仕事ですか

- 「**正規の職員・従業員**」とは、勤め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人をいいます。
- 「**パート**」，「**アルバイト**」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」，「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- 「**労働者派遣事業所の派遣社員**」とは、労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所などに雇用され、そこから派遣される人をいいます。  
労働者派遣事業所などの派遣社員は、他に当てはまるものがあっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。
- 「**内職**」とは、自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など、大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をいいます。

## B4 仕事につけないのは どうしてですか

- 仕事につけない**おもな理由一つ**に記入します。
- 「**求人先の年齢と自分の年齢とがあわない**」とは、求人先の対象年齢が自分の年齢より低い場合（又はその逆の場合）などをいいます。
- 「**自分の技術や技能が求人要件に満たない**」とは、求人先の要件である資格を持っていない、自分の技術・技能以上に求人先の技術水準が高度である場合などをいいます。

## B5 今までに仕事をしていたことがありますか

- 「**仕事**」とは、『基礎調査票』の⑤欄と同様に、収入をとまなう仕事のことです。農家や漁家、個人経営の商店などで家業の手伝いをしていた場合は、給料の支払いがなくても仕事をしていたとします。